

# 「平成 29 年台風第 21 号」被害に係る 被災者学費減免特別措置 募集要項

標記に付き、以下の要領で申請を受け付けます。

**受付期間：2018 年 1 月 9 日（火）～ 22 日（月）**

## ■受付場所・時間

各学生課の対象学生と受付時間は以下のとおりです。なお、出願は学生本人に限ります。

対象となる学生	場 所	受 付 時 間 ※時間厳守
文・経済・社会・法・心理学部の 1・2 年次生 国際学部生（全学年）	横浜学生課 （横浜校舎）	月～金：9:30～11:45、12:30～16:30 土：9:30～12:00
文・経済・社会・法・心理学部の 3 年次生以上	白金学生課 （白金校舎）	月～金：9:30～11:45、12:30～16:00 土：9:30～11:45

※ 2 年次生で横浜校舎での履修が週 0～1 日の場合、白金校舎での出願も可能です。書類提出時、ポートヘボンから印刷した「履修登録確認表」を併せて持参してください。

## ■対象者

「平成 29 年台風第 21 号」に係る災害救助法適用地域またはその周辺地域で、父母または父母に代わって家計を支えている方が被災した学部学生。

## ■措置の内容

別表に示す基準により、被災状況に応じて 2017 年度秋学期と 2018 年度春学期の学納金等の一部または全部を減免します。

## ■提出書類

### (1)申請書（所定用紙）

学生部 Web サイトの奨学金ページからダウンロードできるほか、各学生課窓口でも配布しています。

### (2)被災状況を証明する書類

コピー可。被災内容によって証明に要する書類が異なりますので、詳細は別表を確認してください。

### (3)奨学生カードまたは更新用紙（未提出者のみ）

学生課窓口で配布しています。今年度既に提出済で記載内容に変更がある場合は、「更新用紙」を学生部 Web サイト（奨学金サイト）からダウンロードのうえ記入して提出してください。

## ■採用者決定

提出書類および面接により被災状況を審査のうえ決定します。

## ■結果発表

申請者には、審査の結果を文書で通知します。

## ■問い合わせ先

横浜学生課：045-863-2029      白金学生課：03-5421-5157

※ 以下の日・期間は閉室します。（1/12～13は横浜のみ閉室、他は白金・横浜共に閉室）

・12/25（月） ・12/27（水）～1/4（木） ・1/8（月・祝） ・1/12（金）～13（土）

## ■減免基準

下表の基準により、2017年度秋学期と2018年度春学期のそれぞれについて、学納金等の一部または全部を減免します。

減免区分（※1）	対象とする被災状況	減免額（※4）
人的被害に係る減免（※2）	① 死亡または安否不明	学納金等の全額（入学金を含む）
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	授業料と施設費についてそれぞれ半額
家計急変に係る減免（※2）	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	授業料の全額
家屋被害に係る減免（※3）	④ 全壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑤ 大規模半壊	学納金等の全額（入学金を含む）
	⑥ 半壊	授業料の全額
	⑦ 一部損壊	授業料と施設費についてそれぞれ半額

※1 複数の減免区分に該当する場合は、減免額が最も大きくなる区分を適用します。

※2 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方を対象とします。

※3 対象学生の父母または父母に代わって家計を支えている方の居宅を対象とします。持家・借家の別は問いませんが、居宅として使用しない店舗や事務所、倉庫等は対象外です。居宅兼用の店舗や事務所等については実情に応じて判断します。

※4 2017年度秋学期の学納金等については既にお納めいただいておりますが、減免が決定した場合は相当額を返戻します。

## ■被災状況を証明する書類

被災（罹災）状況に応じ、下表に示した書類を提出してください。〔複数の該当する場合は、減免額が最も大きくなる被災（罹災）についてのみの提出でかまいません。〕

被災（罹災）状況		証明書類（コピー可）
人的被害	① 死亡または安否不明	死亡または安否不明となったことを証明する公的な証明書類（死亡診断書など）（※1）
	② 1カ月以上の入院、またはこれに準ずる加療	入院または加療を要することとなったことを証明する書類（医療機関が作成した診断書など）（※1）
家計急変	③ 当該災害に起因する失業・事業破綻、およびこれらに準ずる状況	失業または事業破綻したことを証明する書類（雇用保険受給資格者証、退職証明書、離職票、廃業証明書など）（※1）、被災前と被災後の収入（所得）に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書など）
家屋被害	④ 全壊	市区町村が発行した罹災証明書（※2、※3）
	⑤ 大規模半壊	
	⑥ 半壊	
	⑦ 一部損壊	

※1 その書類の記載内容により被災との因果関係が証明できるものをご提出ください。公的な証明書類の記載のみでは被災との因果関係が証明できない場合は、因果関係の詳細が分かる事情書（様式任意、要、署名捺印）を被災された方本人（死亡・安否不明の場合や本人による作成が困難な場合はそれに代わる方）が作成し、公的な証明書類と共に提出してください。

※2 罹災証明書に記載されている被害認定について再審査を請求中（または請求予定）の方は、その旨を申請書表面の「被災状況について」欄に記載してください。

※3 罹災証明書が発行されない場合は学生部にご相談ください。